

宮前区役所職員衛生委員会要綱

平成19年5月25日
19川宮総第298号

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市職員安全衛生管理規則（平成18年規則第27号）に基づき、宮前区役所職員の労働衛生に関する事項を調査審議し、衛生管理の円滑な推進を図るため、宮前区役所職員衛生委員会（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について調査審議し、区長に意見を述べるとともに市長へ報告するものとする。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること
- (3) 職員の労働安全衛生教育その他安全衛生に関する知識の普及に関すること
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること
- (5) 前4号に定めるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康保持増進に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は10人以上で構成し、委員長、委員、産業医及び衛生管理者により組織する。

- 2 委員長は、副区長をもって充てる。
- 3 委員の半数は、宮前区役所職員が属する労働組合の推薦した者とする。

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の職務)

第5条 委員長は、会務を総理し会議の議長となる。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(委員会の招集)

第6条 委員会は、委員長が必要と認めるとき、又は委員の三分の二以上の請求があるとき、委員長がこれを招集する。

(定足数)

第7条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めたときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、総務課内に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年5月25日から施行する。

(宮前区役所職員衛生委員会要綱の廃止)

2 宮前区役所職員衛生委員会要綱（昭和60年4月1日施行。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成31年4月1日から施行する。